

障害者福祉課

議案第8号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

国の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正を踏まえ、港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年港区条例第54号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等の施行により、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。

この改正により、次の4点が追加され、又は削除されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

- (1) 障害児通所支援事業における障害児の安全の確保に関する計画の策定
- (2) 自動車運行時の所在確認
- (3) 保育所に入所している児童等と障害児とを交流させる場合の従業員の配置基準の緩和
- (4) 懲戒に係る権限の濫用禁止の削除

2 改正内容

- (1) 障害児通所支援事業における障害児の安全の確保を図るための計画の策定、当該計画の従業員への周知並びに研修及び訓練の実施を義務化し、定期的に当該計画の見直しを行います。さらに、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知することを義務付けることとします。
- (2) 障害児の事業所外での活動等のために自動車を運行する場合、障害児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在確認をすることを義務付けます。また、送迎用の自動車には、ブザー等の車内の障害児の見落とし防止装置を備えることも義務付けることとします。
- (3) 保育所に入所している児童等と児童発達支援事業所に入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業員については、これまで専従規定により支援できなかった保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとします。

- (4) 民法における懲戒権の規定が削除されたことに伴い懲戒権に関する規定を削除し、一方で今般の児童を取り巻く状況を考慮し、不当な行為の禁止を義務付けることとします。

3 施行期日

令和5年4月1日

※2 (1) 安全計画の策定及び(2) 車内の障害児の見落とし防止装置の設置については、令和6年3月31日まで経過措置あり。

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(前略)</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等 (港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十六年港区条例第二十七号) 第二条第一項第四号に掲げる 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))を いう。第五十九条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携 型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入 所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がな い場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、こ れらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中略)</p>

(不当な行為の禁止)

第四十五条 管理者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所を管理する者に限る。）は、障害児に対して法第四十七条第一項本文の規定により親権を行い、又は同条第三項の規定により当該障害児の福祉のために必要な措置を講ずるに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を辱める等不当な行為をしてはならない。

(中略)

(非常災害対策)

第五十二条 (略)

(安全計画の策定等)

第五十二条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十五条 管理者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所を管理する者に限る。）は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(中略)

(非常災害対策)

第五十二条 (略)

知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第五十二条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(中略)

(従業者の配置の基準)

第五十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に
入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該
当児童発達支援事業所に入所している障害児とを交流させるとき
は、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従
事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させ
ることができる。

(中略)

(準用)

第七十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七
条から第二十七条まで、第二十九条、第三十一条(第四項及び第五
項を除く。)から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第四十
二条から第四十六条まで、第四十八条から第五十二条の三まで及び
第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用
する。この場合において、第十二条第二項中「(次条、第三十一条第
一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」と
あるのは」(第七十六条において準用する次条、第七十六条にお

(中略)

(従業者の配置の基準)

第五十九条 (略)

第七十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七
条から第二十七条まで、第二十九条、第三十一条(第四項及び第五
項を除く。)から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第四十
二条から第四十六条まで、第四十八条から第五十二条まで及び第五
十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用す
る。この場合において、第十二条第二項中「(次条、第三十一条第
一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」と
あるのは」(第七十六条において準用する次条、第七十六条にお

いて準用する第三十一条第一項及び第七十六条において準用する第五十四条第二項第二号において「医療型児童発達支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第七十条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十二条第一項」と、第三十七条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十四条第二項第三号中「第三十八条」とあるのは「第七十四条」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第九十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条（第四項及び第五項を除く。）まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三第一項、第五十三条、第五十四条及び第七十五条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用

て準用する第三十一条第一項及び第七十六条において準用する第五十四条第二項第二号において「医療型児童発達支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第七十条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十二条第一項」と、第三十七条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十四条第二項第三号中「第三十八条」とあるのは「第七十四条」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第九十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条（第四項及び第五項を除く。）まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十三条、第五十四条及び第七十五条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項

する。この場合において、第十二条第二項及び第十三条（第一項、第三項及び第八項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第九十四条第二項」と、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（中略）

（準用）

第百一条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条（第四項及び第五項を除く。）まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七條、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三第一項、第五十三条、第五十四条、第七十五条及び第九十三条から第九十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「（次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第百一条に

及び第十三条（第一項、第三項及び第八項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第九十四条第二項」と、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（中略）

（準用）

第百一条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条（第四項及び第五項を除く。）まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七條、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第七十五条及び第九十三条から第九十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「（次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第百一条において準用する次条、第百一条において準

において準用する次条、第百一条において準用する第三十一条第一項及び第百一条において準用する第五十四条第二項第二号において「保育所等訪問支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第百一条において準用する第九十五条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第二項」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第九十三条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。

(後略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第五十二条の二（改正後の条例第五十八条、第六十二条、第

用する第三十一条第一項及び第百一条において準用する第五十四条第二項第二号において「保育所等訪問支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第百一条において準用する第九十五条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第二項」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第九十三条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。

(後略)

七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び
第一百一条において準用する場合を含む。）の規定の適用について
は、改正後の条例第五十二条の二中「講じなければ」とあるのは
「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは
「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは
「周知するよう努めなければ」とする。

3 | 改正後の条例第五十二条の三第二項（改正後の条例第五十八条、
第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条及び第八十八条
において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児
童発達支援事業者（改正後の条例第六条第一項に規定する指定児童
発達支援事業者をいう。以下同じ。）において障害児の送迎を目的
とした自動車（改正後の条例第五十二条の三第二項に規定する自動
車をいう。）を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項
のブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「
ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困
難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動
車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児
の送迎を目的とした当該自動車を日常的に運行する指定児童発達支
援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の
確認を行わなければならない。